

創業支援補助金 よくあるご質問

Q1	どのような人が対象になりますか。									
A1	<p>各枠で以下の要件を定めていますが、これ以外にも各枠共通の要件がありますので、詳しくはご相談ください。</p> <p>一般枠</p> <ul style="list-style-type: none">・秋田市内で法人を設立して創業しようとする方・個人事業主の法人成りは、事業拡大を伴う場合で、応募日が創業日(個人事業開始日)から起算して5年未満の場合に対象となります。 <p>Aターン枠</p> <ul style="list-style-type: none">・県外から秋田市に住民登録して創業しようとする方・秋田市に転居しようとする方または応募日が秋田市に住民登録してから36か月以内の方 <p>若者枠</p> <ul style="list-style-type: none">・35歳未満で創業しようとする方 <p>学生枠</p> <ul style="list-style-type: none">・大学、短大、高専、専門学校、高校等に在学したまま創業しようとする方									
Q2	起業をしようと考えていますが、準備段階でも参加できるセミナーなどはありますか。									
A2	本市で実施している「ビジネススタートアップ支援事業」や秋田商工会議所で実施している「あきた起業塾」などがあります。時期により実施しているセミナー等が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。									
Q3	創業計画書の書き方が分かりませんが、相談することは可能ですか。									
A3	<p>本市が運営する創業支援拠点施設「チャレンジオフィスあきた」に、創業段階の相談業務を行うインキュベーションマネージャーが常駐しており、随時予約を受け付けております。</p> <p>なお、不在にしている場合もございますので、事前にご予約の上お越しいただきますようお願いいたします。</p> <p>【チャレンジオフィスあきた】 〒010-0001 秋田市中通二丁目2番32号 山ニビル7階 TEL 018-827-5868</p>									
Q4	大学在学中に創業したいが、学生枠か若者枠のどちらも応募できますか。									
A4	各枠を併用しての応募はできません。 学生枠と若者枠で補助率・限度額が変わりますので、対象事業費に応じて選択してください。									
Q5	友人から全額出資してもらい法人を設立し創業しようと考えています。応募可能ですか。									
A5	応募される方が資本金として出資する割合が50%超で、友人の割合が50%未満であれば対象となります。全額友人から出資してもらう場合は対象外です。									
	例									
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>応募者の出資割合</th><th>友人の出資割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>応募可能なケース</td><td>51%</td><td>49%</td></tr><tr><td>応募不可なケース</td><td>50%</td><td>50%</td></tr></tbody></table>		応募者の出資割合	友人の出資割合	応募可能なケース	51%	49%	応募不可なケース	50%	50%
	応募者の出資割合	友人の出資割合								
応募可能なケース	51%	49%								
応募不可なケース	50%	50%								

Q6	法人を設立する前に応募することは可能ですか。
A6	応募前に既に法人を設立している場合は対象外となります。 なお、応募後であれば法人を設立できますが交付決定前に着手した経費(この場合は申請手数料等)は補助対象外となります。交付決定前に着手する場合は、「補助金交付決定前着手届」の提出が必要となりますので、あらかじめご相談ください。
Q7	補助金の対象外となる業種はありますか。
A7	農林漁業や医療業(病院等)、金融保険業、風俗営業は対象外となります。 詳しくは各申請要領の別記をご参照ください。
Q8	応募前に購入したものがありますが、補助金の対象となりますか。
A8	補助の対象となる経費は、交付決定後に発注、契約、納品、支払したものに限られますので、応募前に発生した費用は補助対象となりません。交付決定前に着手する場合は、「補助金交付決定前着手届」の提出が必要となりますので、あらかじめご相談ください。
Q9	車両の購入を検討していますが、車種等の指定はありますか。
A9	車種の指定はありませんが、営業車として用いられる車両のみを補助対象としております。 営業用車両として、通常必要とは考えられないもの(高価なカーステレオやカーナビゲーション、アルミホイールなどの装備品ならびにサンルーフなどのオプション仕様等)は対象外となります。
Q10	パソコンの購入を検討していますが、中古品の購入も対象になりますか。
A10	古物商の許可を得ている業者からの購入であれば対象となります。ただし、次の要件のいずれも満たす必要があります。 ・型式や年式が同じ新品のものより、金額が低いこと。 ・個人からの購入やオークションまたはフリマサイトでの購入ではないこと。
Q11	機械器具費や広告宣伝費などのうち、補助対象外となる経費はありますか。
A11	補助対象外経費の例として次のものが挙げられます。補助対象経費に該当するかどうかについては、あらかじめご相談ください。 【補助対象外経費の例】 ・事務所や店舗を賃貸する際に発生する敷金 ・スマートフォン、表計算ソフト等、汎用性の高いもの(事業用か私用か判別が難しいもの) ・名刺・カード類等の消耗品
Q12	補助金の交付申請時に見積書を提出した物品等と違うものを購入することは可能ですか。
A12	原則、補助金交付申請時に提出いただいた見積書のものを購入してください。 なお、購入予定の物品等が在庫切れ等により購入が不可能となった場合は、別途変更申請により代替品の購入が可能となる場合がありますので、購入前にご相談ください。

Q13	物品等をクレジットカードで購入することは可能ですか。
A13	可能です。購入後に、物品等購入先から発行される領収書を提出してください。領収書の発行が困難な場合は、支払い先や支払い金額の分かる書類を提出していただく必要がありますのであらかじめご相談ください。

Q14	融資での資金調達も検討していますが、補助金を受けることで優遇措置はありますか。		
A14	創業支援補助金を利用された方が、本市の制度融資である「創業資金」で借り入れする場合、利子補給の対象となります。 なお、融資のお申し込みについては制度取扱金融機関へご相談ください。		
【創業資金概要】			
	借入限度額 2,000万円	利率 1.55% 補助金利用者は借入から当初3年間1%の利子補給 (当初3年間の利率が実質 <u>0.55%</u>)	返済期間 最長10年 据置期間最長1年

Q15	中心市街地の空き店舗への出店を検討していますが、中心市街地等空き店舗対策事業の補助金とどちらも応募することは可能ですか。
A15	補助対象経費が異なる場合は、中心市街地等空き店舗対策事業と併用することができます。 例 創業支援補助金で「機械器具費」と「広告宣伝費」を利用した場合 →中心市街等空き店舗対策事業では、「改装費」と「賃借料」が対象(広告宣伝費が対象外)

Q16	起業後、経営が上手くいか不安です。補助金利用後のフォローアップ制度はありますか。
A16	本制度を活用された方は、経営の専門家である中小企業診断士等に対して経営相談を行うことができる制度(起業家成長支援事業)があります。